

狭山市立狭山台小学校いじめ防止対策基本方針

平成26年4月1日施行 平成27年4月1日一部改正 平成28年2月24日一部改正
平成29年3月16日一部改正 平成30年2月15日一部改正
平成31年3月7日一部改正 令和2年3月26日一部改正
令和3年3月26日一部改正 令和4年3月25日一部改正
令和5年3月24日一部改正

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のもと、学校・家庭・地域住民その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条（学校の実情に応じ、いじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定める）の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を具体的に示すものである。

子供たちに関わる全ての教職員が一丸となって、常に「子どもファースト」という理念に立ち、子供たちのために最善を尽くしていく。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

〈基本理念〉

- ◇「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、いじめは、全ての児童に関係する問題であると認識する。
- ◇全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ◇全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- ◇いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

(2) いじめ防止のための基本姿勢

本校では、いじめ防止の基本姿勢として以下の6点をポイントとする。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく必要に応じて、各種団体や専門家と協力する。
- ⑤学校と家庭が協力して解決にあたる。
- ⑥策定したいじめ防止対策基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにする。

Ⅱ いじめ問題に対する取組体制（いじめ対策委員会）

（１）「いじめ対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導部員、養護教諭によるいじめ対策委員会を設置する。学期に１回または必要に応じて委員会を開催する。必要に応じて、学年主任、教育相談担当等、校内の他の分掌の教職員や外部機関とも連携を取る。

（２）いじめ対策委員会の役割

	委員会の主な役割	委員会において中心的な役割を果たす者
未然防止	○学校いじめ防止基本方針の策定 ○いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行 ○いじめに関する校内研修の計画、実施 ○「いじめに関する授業」の計画、実施 ○学校評価による検証と基本方針の見直し	→校長・教頭・生徒指導部 →生徒指導部、教育相談部 →生徒指導部・教務主任（立案・策定） →教務主任・学年主任（立案・策定） →教頭・教務主任（立案・実施・まとめ）
早期発見	○いじめに係る情報収集・集約・情報共有 ○学校生活に関するアンケート、いじめに関するアンケートの実施・集約・分析 ○保護者からの情報収集 ○民生委員、主任児童委員等との情報交換 ○青少年育成狭山台地域会議等、地域との情報交換	→生徒指導部会、教育相談部会等 →生徒指導部・教育相談部（学期１回） →担任（家庭訪問時・個人面談時） →校長、教頭、教務主任 →校長、教頭
早期対応	○速やかな対応策の検討、実施 ○加害の子供に対する組織・継続的な観察、指導 ○被害の子供や保護者へのＳＣを利用するなどの心のケア	→生徒指導部・教育相談部 →校長・教頭、生徒指導部、各学年 →生徒指導部・教育相談部、養護教諭
重大事態への対処	○市教育委員会への報告と連携 ○被害の子供への緊急避難措置の検討、実施 ○加害の子供への懲戒や出席停止の検討 ○警察への相談・通報や児童相談所等との連絡 ○緊急保護者会の開催検討、実施 ○法第２８条に基づく調査を実施するための教育委員会の附属機関との連携 ○報道・マスコミ機関の対応	→校長・教頭、生徒指導主任 →校長・教頭、生徒指導・教育相談部 →校長・教頭、生徒指導・教育相談主任 →校長・教頭、生徒指導・教育相談主任 →校長・教頭、各学年主任 →校長・教頭 →校長・教頭

Ⅲ いじめの未然防止のための取組

〈基本方針〉

- ◇児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組み、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。そのために、互いに認め合い、支え合い、助け合う学級集団を目指し、学級活動の指導を充実させる。
- ◇道徳の時間に命の大切さについての指導を行う。また、教育活動全体を通して「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように指導する。さらに、見て見ぬふりをすることも、「傍観者」として、いじめに加担していることと同じであることを理解させる。
- ◇いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決してゆるされるものではない。」ことを理解させ、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ◇教育活動の中核となる“授業”において、授業規律を整え、ユニバーサルデザイン化に配慮し、集中して授業を受けさせることは、児童一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながると考え、わかる授業と授業規律の確立を図る。
- ◇教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情を育むことができるように努める。

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりの取組

①学級づくり

- ◇児童が安心して学校生活を送るために、正義、公正、公平がいきわたる学級経営をし、支持的な雰囲気のある魅力ある学年・学級づくりに努める
- ◇一人一人の児童を大切にし、誰もが居場所のある学級づくりをする。
- ◇学級活動(1)(2)の指導を充実させる。◇Q-U調査の有効活用を行う。

②基本的生活習慣の確立

- ◇「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立った、教育活動を推進する。

③わかる授業の実践

- ◇ねらいを明確にした授業を実践する。
- ◇ユニバーサルデザイン化に配慮し、誰もが学びやすい授業を実践する
- ◇問題解決的な学習過程を大切にし、児童が自主的・主体的に取り組める授業をする。

④授業規律の確立

- ◇集中して授業に取り組めるように授業規律を確立する。

⑤行事や委員会活動の充実

- ◇運動会、台小まつり、6年生を送る会などの行事や児童会活動などを活用して、児童の主体的な参加による活動を充実させ、お互いを認め合う仲間づくりと一人一人の自己肯定感を高める。

(2) 命や人権を尊重し、豊かな心を育成するための取組

①道徳の時間を要とした教育活動全体で取り組む道徳教育の実践

②全教育活動を通じて取り組む人権教育の実践

③発達段階に応じた計画的な福祉体験学習の実践

- ◇特別支援学級との日常的な交流や幼稚園・保育園との計画的な交流、福祉施設訪問などの体験活動を行う。

④異年齢集団活動「なかよしタイム」の実践

(3) 一人一人のニーズに応じた個別指導

①特別支援コーディネーターを核とした、時機を逃がさない個別対応

- ・教育相談部会 ・就学支援委員会 ・ケース会議 ・生徒指導部会

②組織的な生徒指導の推進

- ◇朝会与学校のきまりによる統一した指導「狭山台小みんなのきまり」「授業の受け方」確認事項
- ◇小中一貫した生徒指導

(4) 職員の資質向上のための取り組み

①授業力向上のための校内研修の実施

- ◇教員一人一人が授業改善の目標を持つ。
- ◇学力向上のための管理職による計画的な授業訪問の実施

(5) 保護者や地域への働きかけ

①いじめ防止を内容とする道徳授業の公開

- ◇授業参観日等に実施する道徳授業一斉公開等

②充実した学校だよりの発行と HP による発信

- ◇学校の様子や状況の積極的な発信

③PTAの各種会議や保護者会等における、いじめの実態や指導方針などの情報提供

- ◇児童の生活圏内での状況と情報交換

④児童の健全育成を進めるためのリーフレット「すこやか」の地域・保護者への発行

Ⅳ いじめの早期発見のための取組

〈基本方針〉

- ◇早期発見のためには、日頃から教職員と児童、保護者との信頼関係を構築することが基本である。
- ◇いじめは、潜在化しやすいことを大人が認識し、教職員や保護者が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。
- ◇いじめは、早期発見することが早期解決につながるとの考えから、教職員の間で情報を共有し、学校・家庭・地域が連携し、情報収集し、早期発見に努める。

(1) 日々の観察

- ①全職員が「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。
- ②けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、全職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
- ③いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

(2) 学校生活に関するアンケートの実施

- ①年3回実施し、認知したいじめ1件1件の状況を把握し、いじめられている児童に寄り添いながら、解消に導く。

(3) 教育相談体制の充実

- ①日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ②保護者に対して、日頃から連絡を密にし、気軽に相談できる関係をつくる。
- ③家庭訪問や個人面談を行い、家庭との協力体制を構築する。
- ④市教育センターなどの相談窓口、相談機関の情報について広報する。
- ⑤スクールカウンセラー（月1回程度）、さやまっ子相談員（週2．5日程度）が配置されている。相談活動を実施し、様々な相談に応じる。

(4) 地域との連携

- ①青少年健全育成地域協議会や校区内の各地区の民生委員・主任児童委員など、地域団体が情報交換、協議できる場を設け、地域における「子供の見守り活動」を積極的に行う。
- ②学校応援団との連携を図り、活動中気づいたことは小さなことでも報告していただく。

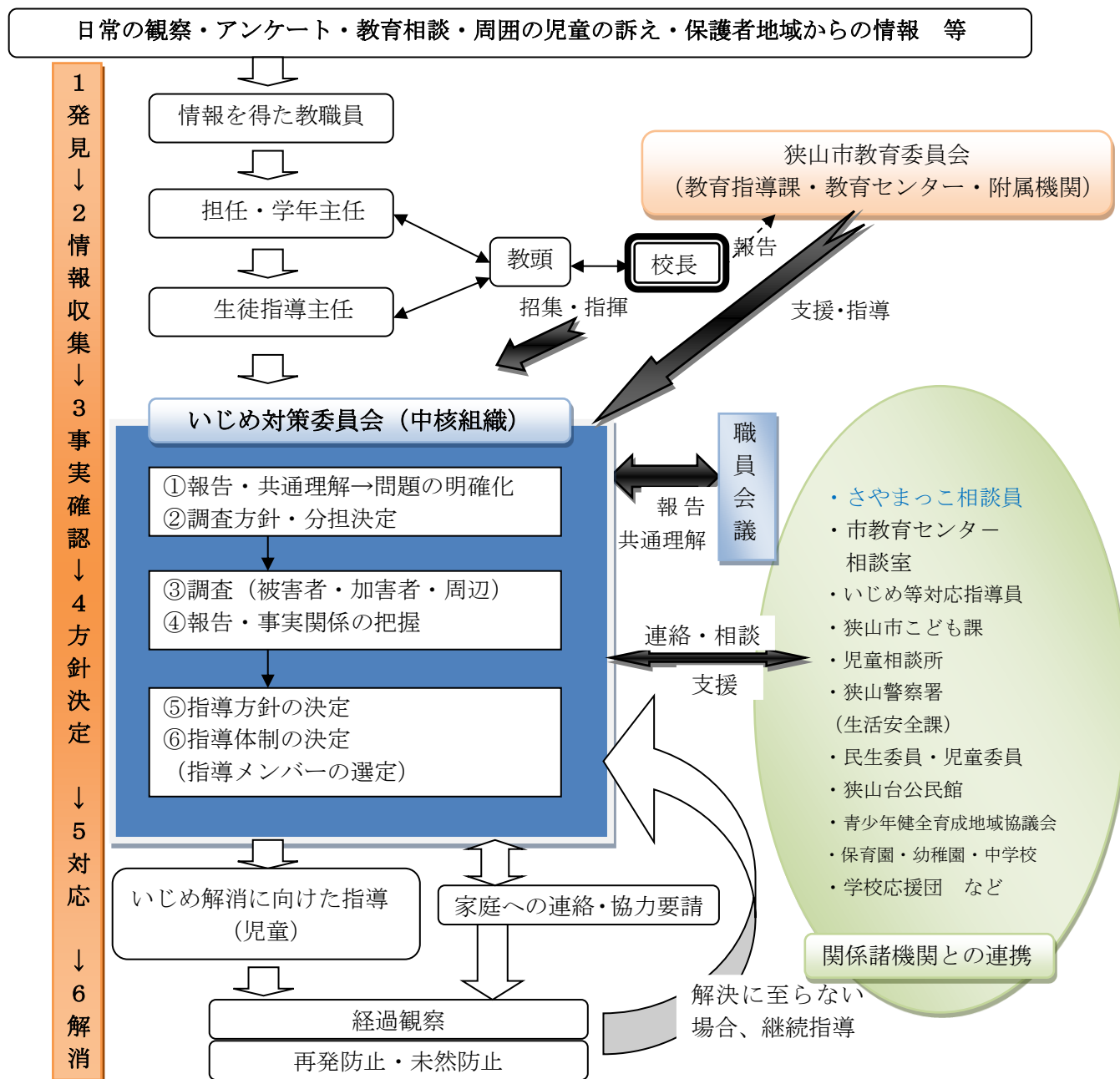
Ⅴ いじめへの対応

〈基本方針〉

- ◇いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ◇被害者児童を守りとおすとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ◇解決にあつては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、保護者協力のもと、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ◇必要に応じ、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたり、重大事案にあつては、教育委員会と連携し対応する。

(1) いじめに対する対応の基本的な流れ

いじめの問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに関係職員、教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速にいじめ対策委員会を開催し、対処する。必要に応じて、外部機関との連携を図る。



VI 重大事態への対処

〈基本方針〉

- ◇法第28条に定める重大事態が生じたとき、校長が直ちに市教育委員会へ事態発生について報告し指示を仰ぐ。
- ◇市教育委員会または学校が中心となって、調査を行い、保護者に調査結果を報告する。
- ◇いじめをうけて重大事態に至ったという申し出が児童や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告にあたる。
- ◇調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査であり、因果関係の特定を急ぐものではない。また、調査結果は市教育委員会へ報告する。

(1) 重大事態の定義と意味

第28条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用、またその他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば

- ◇児童が自殺を企図した場合
- ◇身体に重大な障害を負った場合
- ◇金品等に重大な被害を被った場合
- ◇精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 調査の趣旨と調査主体

①調査の趣旨

法28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

②調査主体

- ◇重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、学校のいじめ対策委員会を調査組織とし、主体となって調査を行う。
- ◇調査にあっては、調査組織の中に専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性をはかる。
- ◇従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処が十分できないと市教育委員会が判断した場合は、市教育委員会が主体となって調査を実施する。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ◇学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して事実関係等の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになったことを説明する。
- ◇調査結果については、市教育委員会に必ず報告する。

Ⅶ ネットいじめに対する指導と対応

〈基本方針〉

- ◇携帯電話等（スマートフォン、フューチャーフォン・ゲーム機）を子供が使用することでの弊害や危険性が指摘され、学校での情報モラル教育だけでは問題解決が困難な事例が報告されているため、児童がトラブルに巻き込まれないようにするためには、保護者がそのトラブルに対して全面的に責任を負えない場合は、携帯電話等を持たせるべきではないと考える。
- ◇保護者の責任において、多くの児童が携帯電話等を所持している現状があり、子供や保護者に対する情報モラルの指導、携帯電話の使用についての啓発活動が、高度な情報化社会にあって不可欠であり、喫緊の課題としてとらえる。

（１）ネットいじめとは

パソコンや携帯電話等を利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷等をインターネット上に掲示板に書き込んだり、メールを送ったり、また、仲間はずれなどの方法によりいじめを行うもの。

- ①メールによるいじめ
- ②ブログ・プロフによるいじめ
- ③チェーンメールによるいじめ
- ④学校裏サイトによるいじめ
- ⑤SNSによるいじめ
- ⑥動画共有サイトによるいじめ など

（２）保護者に対して以下の内容を啓発

◇ネットアドバイザーを招いての４・５・６年対象「子供安全見守り講座」

◇家庭教育学級の講演会（適宜）

◇学校だより等での広報活動

「保護者啓発の学校の姿勢」

- ①多くの重大なリスクを考えても携帯電話等を持たせる必要があるのか、保護者として子供を指導し、トラブルに対して責任が持てるのかを十分に検討すべきである。
- ②子供のパソコンや携帯電話等を管理するのは、保護者である。
- ③危険回避のためには、フィルタリングだけでは不十分であり、各家庭で子供を危険から守るための指導ルール作りが大切である。
- ④インターネットへアクセスすることは、「トラブルの入り口に立っている」という認識、知らぬまに利用者の個人情報を流出させてしまうなどの様々なトラブルがあることを認識する。

（３）インターネットの特殊性を踏まえた情報モラル教育の実施

- ①発信した情報は、多くの人に広まり、一度流した情報は、簡単には回収できないこと
- ②匿名であっても書き込みをした人は特定できること
- ③違法情報や有害情報が含まれていること
- ④書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や傷害などの他の犯罪につながる可能性があること
- ⑤「守ろう４つの思いやり（台小ネットルール）」を用いた指導
(みんなが安心してネットを使うことができるように、子供たちが使い方やルールについて考え、作成した。)
 - 守ろう 自分。 個人情報教えない
 - 守ろう 友達。 いやなことは言わない、書きこまない
 - 守ろう みんな。 ネットの発言 気をつける
 - 守ろう 時間。 目や体のえいきょうを考えて
- ⑥「狭山台小学校タブレットのやくそく」を用いた指導

Ⅷ いじめ防止のための年間指導計画

月	職員会議等	いじめ防止 対策委員会	具体的な取組	
			未然防止	早期発見
4	年度当初職員会議	第1回委員会	学級開き (人間関係づくりのスキル)	情報共有
	職員会議		保護者との協力 保護者への啓発	情報交換
	各学年保護者会			
5	PTA総会 第1回学校運営協議会	第2回委員会 集計・分析	子供安全見守り講座(4・5・6年ネットアドバイザーの講演会)	家庭訪問 第1回学校生活(いじめ)アンケート 各部での情報交換
6	PTA運営委員会 各学年保護者会	第3回委員会		現状の報告と対策 情報交換
7	民生委員との協議会 PTA運営委員会 自治会ふるさと祭りへの参加	第4回委員会 集計・分析		情報交換 情報収集 前期学校評価アンケート
8	職員研修 「いじめ防止対策基本方針」の熟知と共有 前期学校評価考察 PTAパトロール	第5回委員会		情報交換
9	狭山台地区クリーン大作戦への参加 職員会議 PTA運営委員会	第6回委員会		情報交換 情報収集
10	PTA運営委員会 第2回学校運営協議会	第7回委員会	非行防止教室(3学年)	個人面談 第2回学校生活(いじめ)アンケート 情報交換
11	PTA運営委員会	集計・分析 第8回委員会	道徳の時間による全校一斉指導	解消に向けた指導 情報交換
12	学年保護者会 PTA運営委員会	第9回委員会 集計・分析	人権アンケート	情報交換 後期学校評価アンケート
1	職員会議 第3回学校運営協議会	第10回委員会 集計・分析		生徒の様子の観察 第3回学校生活(いじめ)アンケート
2	家庭教育学級(人権) 各学年保護者会 PTA運営委員会 民生委員との協議会	第11回委員会		情報交換と対応 情報収集
3	PTA運営委員会	第12回委員会	保護者との協力 保護者への啓発	情報交換